

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百二十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和四年七月一日から適用する。

令和四年六月三十日

厚生労働大臣 後藤 茂之

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
別表 I～V (略)				別表 I～V (略)			
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格				VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			
品名	単位	材料価格		品名	単位	材料価格	
001 (略)				001 (略)			
002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用 (J I S適合品)	1 g	<u>6,569円</u>		002 歯科鑄造用14カラット金合金 インレー用 (J I S適合品)	1 g	<u>6,019円</u>	
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用 (J I S適合品)	1 g	<u>6,552円</u>		003 歯科鑄造用14カラット金合金 鉤用 (J I S適合品)	1 g	<u>6,002円</u>	
004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	<u>6,702円</u>		004 歯科用14カラット金合金鉤用線 (金58.33%以上)	1 g	<u>6,152円</u>	
005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S適合品)	1 g	<u>6,529円</u>		005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S適合品)	1 g	<u>5,979円</u>	
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S適合品)	1 g	<u>3,715円</u>		006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S適合品)	1 g	<u>3,413円</u>	
007～009 (略)				007～009 (略)			
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S適合品)	1 g	<u>4,235円</u>		010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S適合品)	1 g	<u>3,952円</u>	
011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品)	1 g	<u>152円</u>		011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上インジウム5%未満 J I S適合品)	1 g	<u>145円</u>	
012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品)	1 g	<u>185円</u>		012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上インジウム5%以上 J I S適合品)	1 g	<u>178円</u>	
013 歯科用銀ろう (J I S適合品)	1 g	<u>269円</u>		013 歯科用銀ろう (J I S適合品)	1 g	<u>265円</u>	
014～069 (略)				014～069 (略)			
VII～IX (略)				VII～IX (略)			